

ボイラー等の開放検査周期認定要領の改正について（概要）（案）

1 内容

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第41条第2項並びにボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号。以下「ボイラー則」という。）第38条第1項及び第73条第1項において、製造時等検査等による検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、登録性能検査機関が行う性能検査を受けなければならないこととされている。

また、ボイラー検査証及び第一種圧力容器検査証の有効期間は1年であり（ボイラー則第37条第1項及び第72条）、有効期間を更新する場合には、性能検査の結果により1年未満又は1年を超え2年以内の期間を定めて有効期間を更新することとされている（ボイラー則第38条第2項及び第73条第2項）。

- 一方、ボイラー則第40条第1項及び第75条第1項において、ボイラー又は第一種圧力容器に係る性能検査を受ける者は、ボイラー及び煙道又は第一種圧力容器を冷却し、掃除しなければならないが、所轄労働基準監督署長が認めたボイラー及び煙道又は第一種圧力容器については、冷却及び掃除をしないことができることとされている。

- 当該冷却及び掃除をせずに性能検査を受けることができるボイラー及び煙道並びに第一種圧力容器の労働基準監督署長の認定に係る要件、手続等については、現在、平成20年3月27日付け基発第0327003号「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」の別紙「ボイラー等の開放検査周期認定要領」において定めているところである。同通達においては、ボイラー及び煙道又は第一種圧力容器を冷却し、及び掃除した状態で受ける性能検査（以下「開放検査」という。）の周期（以下「開放検査周期」という。）について、2年とする場合、4年とする場合、6年とする場合及び8年とする場合の認定の要件、手続等を定めており、認定を受けることで、開放検査を受けたのち開放検査周期に相当する期間内に受ける性能検査を冷却及び掃除をせずに受けるものとするすることができる。

今般、成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、「労働安全衛生法の規制対象であるボイラーについて、2020年度中に、開放検査周期を最長12年に延長」とされたことを受け、開放検査周期を12年とする場合の余寿命、経年損傷の防止対策等に係る要件、手続等を新たに定め、都道府県労働局長宛て通知することとする。

2 適用日

令和3年 月 日（通知日）（予定）

3 経過措置

令和3年 月 日（通知日）の時点において、既に2年、4年、6年又は8年の開放検査周期認定を受け、当該認定の有効期間が存するものについては、その有効期間の満了までは開放検査周期（2年）、開放検査周期（4年）、開放検査周期（6年）又は開放検査周期（8年）

の認定が有効なものとして取り扱うものとする。